

史跡旧崇広堂の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第14号

史跡旧崇広堂の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

史跡旧崇広堂の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年伊賀市規則第228号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第2条第1項中「参観料を納めるとともに」を「条例第6条第1項の規定により参観料を納めたときは」に改める。

第3条第1項中「者は」の次に「、条例第7条第1項の指定管理者の許可を受けようとするときは」を加え、「、許可を受け」を削り、「申請書を」の次に「使用の」を加え、同条第2項中「使用を」を「崇広堂の使用を」に改め、同条第3項中「前項の規定に基づく使用許可」を「崇広堂の使用の許可」に改める。

第4条第1項中「よる」を「より市長が定める」に改め、同項の表を次のように改める。

| 備品名     | 利用料金                                                               |
|---------|--------------------------------------------------------------------|
| ホワイトボード | 1枚につき<br>100円                                                      |
| 温風ヒーター  | 午前9時から正午まで、午後1時から午後4時半まで<br>及び午後5時半から午後9時までの区分ごとに<br>1台につき<br>150円 |

第4条第2項中「使用」を「崇広堂の使用」に改める。

第5条中「使用許可を」を「使用の許可を」に改め、「(以下「使用者」という。)」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第15号

### 伊賀市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市営住宅管理条例施行規則（平成16年伊賀市規則第175号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第36条」を「第44条」に、「第15号」を「第17号」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「第33条」を「第34条」に、「第14号」を「第16号」に改め、同条を第16条とする。

第14条の次に次の1条を加える。

（社会福祉法人等の使用の許可申請等）

第15条 条例第37条第1項の規定による申請は、市営住宅使用許可申請書（様式第14号）によるものとする。

2 条例第37条第2項の規定による通知は、市営住宅使用許可書（様式第15号）によるものとする。

様式第8号を次のように改める。

#### 【様式第8号】

様式第15号中「第16条」を「第17条」に、「第36条」を「第44条」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第14号中「第15条」を「第16条」に、「退去月日」を「返還年月日」に、「退去理由」を「返還理由」に、「坪数」を「面積」に、「前5日」を「5日前」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第13号の次に次の2様式を加える。

#### 【様式第14号】

#### 【様式第15号】

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第16号

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成16年伊賀市規則第105号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「第6条」を「第4条」に改める。

様式第4号中「第7条」を「第6条」に改める。

様式第5号中「第8条」を「第7条」に、「1明・2大・3昭・4平」を「1明・2大・3昭・4平・5令」に改める。

様式第7号中「第8条」を「第7条」に改める。

様式第8号中「第10条」を「第9条」に、「伊賀局」を「上野局」に改める。

様式第8号の2中「第10条関係」を「第9条関係」に、「第10条第2項」を「第9条第2項」に改める。

様式第9号中「第10条」を「第9条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市職員管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第17号

伊賀市職員管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員管理職手当の支給に関する規則（平成16年伊賀市規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表中「、危機管理監」、「監査委員事務局長」、「防災危機対策局次長」及び「、契約監理監」を削り、「農業委員会事務局長、社会教育推進監」を「監査委員事務局長」に、「課長、美術博物館建設準備室長」を「デジタル自治推進局次長、防災危機対策局次長、課長、美術博物館建設準備室長」に改め、「、さくらリサイクルセンター所長」を削り、「子育て支援室長」の次に「、地域包括支援センター所長」を、「診療所長」の次に「、企業誘致推進室長」を加え、「、副署長」を削る。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市管理職員の特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第18号

伊賀市管理職員の特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市管理職員の特別勤務手当に関する規則（平成16年伊賀市規則第66号）の一部を次のように改正する。

別表中「、危機管理監」、「監査委員事務局長」、「防災危機対策局次長」及び「、契約監理監」を削り、「農業委員会事務局長、社会教育推進監」を「監査委員事務局長」に、「課長、美術博物館建設準備室長」を「デジタル自治推進局次長、防災危機対策局次長、課長、美術博物館建設準備室長」に改め、「、さくらリサイクルセンター所長」を削り、「子育て支援室長」の次に「、地域包括支援センター所長」を、「診療所長」の次に「、企業誘致推進室長」を加え、「、副署長」を削る。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市職員等公益通報条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第19号

伊賀市職員等公益通報条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市職員等公益通報条例施行規則（平成19年伊賀市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「規定により」を「規定による」に改める。

第4条第2項中「は、就任期間満了後、直ちに再度就任することができる」を「への再度の就任は、これを妨げない」に改める。

第5条中「規定により」を「規定による」に改める。

第6条を次のように改める。

（受付等の事務）

第6条 条例第5条第1項の規定により市長その他市の機関に対して行う公益通報の受付及び当該公益通報に係る連絡調整等の事務は、総務部総務課において行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岩倉峡公園キャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第20号

### 岩倉峡公園キャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則

岩倉峡公園キャンプ場条例施行規則（平成16年伊賀市規則第182号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第13条」に改める。

第2条の見出し中「申請」の次に「及び受付」を加え、同条第1項中「、キャンプ場」を「岩倉峡公園キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）」に、「使用許可を」を「使用の許可（以下「使用許可」という。）を」に、「岩倉峡公園キャンプ場使用許可申請書（以下「申請書」という。）」を「様式による申請書」に、「場合は」を「ときは」に改め、同条第2項中「申請書」を「規定による申請（以下「許可申請」という。）」に改め、「5日前までの間」を削り、「受け付ける」の次に「ことができる」を加え、同条第3項中「以外」を「外」に、「受付できるものとする」を「許可申請を受け付けることができる」に改め、同項第2号中「その他」を削り、「協議して、その必要性を市長が」を「協議によりその必要性を」に改め、同条第4項中「第1項に規定する申請書」を「前2項の規定による許可申請」に改め、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日を除く」を「次に掲げる」に、「とする」を「に行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 開設期間（条例第4条第1項に規定するキャンプ場の開設期間をいう。次号において同じ。）内の日
- (2) 開設期間外の日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

第2条第5項及び第6項を削り、同条第7項中「前3項において」を「前項に規定する許可申請の受付を行う日及び時間は」に改め、「こととする」を削り、同項を同条第5項とする。

第3条中「申請の順序」を「許可申請が行われた順に行うもの」に改める。

第4条第1項中「使用許可の申請について」を「許可申請を」に、「認めた」を「認める」に、「岩倉峡公園キャンプ場使用許可書」を「様式による許可書」に、「申請者」を「当該許可申請をした者」に改め、同条第2項中「キャンプ場の」を削り、「前項の」を「当該使用許可に係る」に、「指示」を「その指示」に改める。

第5条第1項中「とき」を「日」に改め、同条第2項を削る。

第6条を次のように改める。

(利用料金の減免)

第6条 条例第7条第1項第2号の規則で定める特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 教育キャンプ実施運営要綱に基づき使用するとき。
- (2) 指定管理者と市長が協議によりその必要性を認めるとき。

第7条の見出し中「遵守事項」を「禁止事項」に改め、同条第1号中「建造物、樹木その他施設又は貸付用具」を「キャンプ場の建造物、用具、樹木等」に、「又は汚損する」を「若しくは汚損し、又は滅失させる」に改め、同条第3号中「、吸いがら」を削り、同条第4号中「受けないで」を「受けずに」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、キャンプ場の」に、「キャンプ場の管理上支障」を「管理上の支障」に改める。

第8条中「又は滅失し」を「若しくは汚損し、又は滅失させ」に改める。

第9条中「が終わった」を「を終えた」に改める。

第10条第1項中「円滑な」を「キャンプ場の円滑な」に改め、「するため、必要な帳簿を備え、会計年度終了後、30日以内に市長に事業の報告を」を削り、同条第2項中「管理上に」を「キャンプ場の管理において」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第21号

伊賀市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の給与の支給に関する規則（平成16年伊賀市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「法」を「地方公務員法」に改める。

第9条の2第2号中「伊賀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成16年伊賀市規則第57号）」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成16年伊賀市規則第49号）」に改める。

第10条の2中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「が条例」を「が勤務時間条例」に、「よる休日等」を「よる休日」に、「の休日等」を「の休日」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（所定労働時間の算出）

第14条の2 条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係るその年度の所定労働時間は、1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数からその年度の勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日に係る時間数及び同条に規定する年末年始の休日に係る時間数を減じた時間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第22号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年伊賀市規則第45号）の一部を次のように改正する。

題名中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第1条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第6条第1項中「基準日前」を「当該基準日前」に改め、同条第2項第2号中「べき時間数」の次に「(以下「勤務時間数」という。)」を加え、「基準日前」を「当該基準日前」に、「基準日に」を「当該基準日に」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（勤勉手当を支給しない者）

第6条の2 条例第8条の2第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分未満の者
- (2) 任命権者が特に指定する職にある者

（勤勉手当における報酬の月額）

第6条の3 条例第8条の2第1項第2号に規定する報酬の月額は、支給しようとする勤勉手当の基準日（当該基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。）においてその者が受けるべき報酬の月額とする。

2 条例第8条の2第1項第2号の規則で定める方法は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 日額の報酬を受ける者 報酬の日額に、支給しようとする勤勉手当の基準日が属する月においてその者が正規の勤務時間の割振りにより勤務すべき日数を乗じる。

(2) 時間額の報酬を受ける者 報酬の時間額に、支給しようとする勤勉手当の基準日が属する月の勤務時間数（各月ごとの勤務時間数が著しく異なる者については、当該基準日前6月以内の期間（当該基準日における職と同一の職に係るものに限る。）の1月当たりの平均勤務時間数）を乗じる。

（勤勉手当の支給割合）

第6条の4 条例第8条の2第1項第2号に規定する任命権者が市長の定める基準に従って定める割合は、パートタイム会計年度任用職員の期間率（勤勉手当の基準日前6月以内の期間の当該パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の区分に応じ、別表第3に定める割合をいう。）に当該パートタイム会計年度任用職員の成績率（パートタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じ100分の65までの範囲内で任命権者が定める割合をいう。）を乗じて得た割合とする。

2 前項に規定する勤務期間は、条例の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間を除く。

(1) 条例第11条の規定により報酬を減額された期間（無給の特別休暇によるものを除く。）

(2) 前号に掲げる期間のほか、伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成16年伊賀市規則第67号）第11条第2項各号の例による期間

別表第1 職別標準基準表行政職Aの項中「図書業務員」の次に「、林業事務補助員」を加え、同表行政職Bの項中「、社会教育指導員」を削り、同表行政職Cの項中「人権教育推進員」を「社会教育指導員」に改め、同表行政職Eの項中「社会同和教育指導員」の次に「、人権教育推進員」を加え、同表行政職Fの項中「保健師」の次に「、助産師」を、「不当要求相談員」の次に「、ケースワーカー兼生活保護面接相談員」を加える。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第6条の4関係）

| 勤務期間        | 割合       |
|-------------|----------|
| 6月          | 100分の100 |
| 5月15日以上6月未満 | 100分の95  |
| 5月以上5月15日未満 | 100分の90  |
| 4月15日以上5月未満 | 100分の80  |

|             |         |
|-------------|---------|
| 4月以上4月15日未満 | 100分の70 |
| 3月15日以上4月未満 | 100分の60 |
| 3月以上3月15日未満 | 100分の50 |
| 2月15日以上3月未満 | 100分の40 |
| 2月以上2月15日未満 | 100分の30 |
| 1月15日以上2月未満 | 100分の20 |
| 1月以上1月15日未満 | 100分の15 |
| 15日以上1月未満   | 100分の10 |
| 1日以上15日未満   | 100分の5  |
| 0日          | 0       |

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第 23 号

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則  
伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例施行規則（令和3年伊賀市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

「

|     |                      |      |           |   |
|-----|----------------------|------|-----------|---|
| 別表中 | 基幹農業水利施設ストックマネジメント事業 |      | 100分の10.5 | を |
|     | 土地改良施設突発事故復旧         | 平地   | 100分の9    |   |
|     | 事業                   | 中山間地 | 100分の6.5  |   |

」

「

|                          |      |           |       |
|--------------------------|------|-----------|-------|
| 基幹農業水利施設ストック<br>マネジメント事業 | 平地   | 100分の10.5 | に改める。 |
|                          | 中山間地 | 100分の8    |       |
| 土地改良施設突発事故復旧<br>事業       | 平地   | 100分の9    |       |
|                          | 中山間地 | 100分の6.5  |       |

」

附 則  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第24号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成28年伊賀市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「以後」を「、同日後」に改める。

別表第1級別職務分類表の表6級の項中「美術博物館建設準備室長」を「デジタル自治推進局次長、防災危機対策局次長、美術博物館建設準備室長」に改め、「子育て支援室長」の次に「、地域包括支援センター所長」を、「相談支援室長」の次に「、企業誘致推進室長」を加え、「副署長」を「副看護部長」に改め、同表7級の項中「、監査委員事務局長」、「、防災危機対策局長」及び「、副看護部長」を削り、「農業委員会事務局長」を「監査委員事務局長」に改める。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第25号

### 伊賀市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

伊賀市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則（平成16年伊賀市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、伊賀市」を「行う伊賀市」に、「必要な」を「、必要な」に改める。

第2条の見出しを「(申請)」に改め、同条中「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に、「許可申請者は」を「、許可申請者は」に、「の規定による」を「に規定する」に改め、「自動車損害賠償責任保険証明書」の次に「(同法第9条の4の規定により準用する場合にあっては、自動車損害賠償責任共済証明書)」を加える。

第3条中「申請」の次に「があったときは、その内容」を加え、「臨時運行の必要を認めた」を「必要と認める」に改め、「、その許可の有効期間を定め」を削り、「をする」を「を行う」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により許可を行うときは、その許可の有効期間を定め、法第35条第4項の規定により臨時運行許可証（以下「許可証」という。）を交付し、かつ、臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）を貸与するものとする。

第4条を削る。

第5条の見出しを「(返納)」に改め、同条中「臨時運行の許可」を「前条第2項の規定による許可証の交付及び番号標の貸与（以下「許可証の交付等」という。）」に、「許可証」を「当該許可証」に、「許可番号標」を「番号標」に改め、同条を第4条とする。

第6条の見出しを「(破損又は亡失の届出等)」に改め、同条第1項中「交付及び許可番号標の貸与」を「交付等」に、「が、その」を「は、当該」に、「許可番号標を」を「番号標を」に、「若しくは」を「又は」に改め、「速やかにそのてん末を記載した」を削り、「を市長に提出し」を「により速やかにそのてん末を市長に届け出」に改め、同条第2項

中「により許可番号標」を「による番号標」に、「許可を」を「番号標の貸与を」に、「回収不能」を「当該番号標の回収が不能」に、「直ちに許可番号標が失効した旨の公告をしなければならない」を「当該番号標が失効した旨を公告し、並びに警察署長及び運輸支局長に連絡するものとする」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「不正な」を「不正の」に、「臨時運行の許可」を「許可証の交付等」に、「又は」を「許可証若しくは番号標を」に改め、「不正に」の次に「使用し、又は許可を受けた目的以外の目的に自動車を」を加え、同条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条中「事務取扱いについて」を削り、同条を第7条とする。

様式第1号を次のように改める。

**【様式第1号】**

様式第2号中「第6条」を「第5条」に改め、「令和」を削り、「貸与」を「交付・貸与」に、「自動車臨時運行許可番号標 三重 伊賀」を「自動車臨時運行許可証 第 号」に、「自動車臨時運行証 第 号」を「自動車臨時運行許可番号標 三重 伊賀」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式第1号又は様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市社会福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第26号

伊賀市社会福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市社会福祉事務所設置条例施行規則（平成16年伊賀市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第2条の表こども未来課の項の次に次のように加える。

|          |             |
|----------|-------------|
| こども家庭支援課 | 母子保健・こども相談係 |
|----------|-------------|

第3条中「前項の」を削り、同条の表こども未来課の項の次に次のように加える。

|          |               |
|----------|---------------|
| こども家庭支援課 | 健康福祉部こども家庭支援課 |
|----------|---------------|

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市補助金等適正化条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第27号

伊賀市補助金等適正化条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市補助金等適正化条例施行規則（平成26年伊賀市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条を第4条とする。

第2条中「市長が」及び「次年度に」を削り、「ものの」を「補助金等の」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市出納員等設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第28号

伊賀市出納員等設置規則の一部を改正する規則  
伊賀市出納員等設置規則（平成16年伊賀市規則第75号）の一部を次のように改正する。  
別表中「交通政策課」を「交通戦略課」に、

|  |              |   |
|--|--------------|---|
|  | 生活環境課        | を |
|  | 環境センター       |   |
|  | 廃棄物対策課       |   |
|  | さくらリサイクルセンター |   |
|  | 浄化センター       |   |

「

|              |        |    |
|--------------|--------|----|
|              | 生活環境課  |    |
|              | 廃棄物対策課 |    |
| 環境センター       |        | 所長 |
| さくらリサイクルセンター |        |    |
| 浄化センター       |        |    |

」

「

|        |    |
|--------|----|
| 子育て支援室 | 室長 |
| 保育幼稚園課 | 課長 |

を

」

|              |    |
|--------------|----|
| こども未来課子育て支援室 | 室長 |
| こども家庭支援課     | 課長 |
| 保育幼稚園課       |    |

」

に、「議会事務局」を「市議会事務局」に、

「

|  |        |    |
|--|--------|----|
|  | 上野図書館  | 館長 |
|  | 給食センター | 所長 |

を

」

「

|              |    |
|--------------|----|
| 上野図書館        | 館長 |
| いがっこ給食センター夢  | 所長 |
| いがっこ給食センター元気 |    |

に改める。

」

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市健診センター設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第29号

### 伊賀市健診センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市健診センター設置条例施行規則（平成19年伊賀市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「伊賀市健診センター（以下「健診センター」という。）の管理」を「条例の施行」に改める。

第2条中「健診センター」を「伊賀市健診センター（以下「健診センター」という。）」に改める。

第3条第3号中「及び」を「又は」に改め、同条第4号中「立入らない」を「立ち入らない」に改め、同条第6号中「定める」を「掲げる」に改める。

第4条中「に規定する」を「の規定により規則で定める」に、「別表」を「、別表」に改める。

第5条第1項中「をしようとする者（以下「申込者」という。）」を削り、「受診日時を申し出て、予約状況確認を受ける」を「行う」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、健診の日時を調整し、当該申込みをした者に通知するものとする。

第6条第2項及び第3項を削る。

第7条の見出し中「利用料」を「健診料等」に改める。

第8条第2項を削る。

第9条中「健診結果を「健診結果報告書」により受診者に対し」を「健診を受診した者に対し当該健診の結果を」に改め、「通知する」の次に「ものとする」を加える。

第10条の見出しを「（健診の内容等）」に改め、同条中「検査項目数等の内訳」を「健診の内容等」に改める。

第11条中「予め」を「あらかじめ」に改める。

別表 1 健診料の表を次のように改める。

1 健診料

| 区分               | 金額      |
|------------------|---------|
| 法定健康診断（雇入れ時及び定期） | 13,600円 |
| 生活習慣病予防検診（男性）    | 27,300円 |
| 生活習慣病予防検診（女性）    | 30,900円 |
| 日帰り人間ドック（男性）     | 51,400円 |
| 日帰り人間ドック（女性）     | 54,900円 |
| 一泊人間ドック（男性）      | 68,200円 |
| 一泊人間ドック（女性）      | 71,800円 |
| 脳ドック             | 36,700円 |
| 肺がんドック           | 22,000円 |
| DW I B S 検診      | 33,000円 |

備考

- 1 健診の内容に変更がある場合は、当該健診に係る費用を追加し、又は減ずることができる。
- 2 健診の内容及び金額について伊賀市長との間に別途契約を締結している場合は、当該契約で定めた健診の内容及び金額によるものとする。

様式第 1 号から様式第 4 号までを削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第30号

伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する  
規則

伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年伊賀市規則第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

様式第1号及び様式第1号の2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

様式第1号の3中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

様式第4号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第5号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

様式第6号から様式第8号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第31号

伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年伊賀市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とする。

第7条中「に関し、又は」を「又は」に、「する」を「講ずる」に、「市長」を「市長等」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第8条」を「第8条第1項」に、「取消」を「取消し」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「第6条の規定による報告書」を「第6条第1項に規定する事業報告書」に改め、「1通」の次に「提出するもの」を加え、同条第2項中「第6条第4号」を「第6条第1項第4号」に改め、同項第2号中「の施設」を削り、同項第3号中「その他市長」を「前2号に掲げるもののほか、市長等」に、「書類」を「事項」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「第2条第2項」を「第3条第2項」に、「提出した書類」を「添付した書類等の内容」に、「市長」を「市長等」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「第4条」を「第4条第1項」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「第3条の規定による指定の申請」を「第3条第1項に規定する規則で定める書類」に、「によりしなければならない」を「とする」に改め、同条第2項中「前項」を「条例第3条第1項」に、「による申請書」を「により申請するとき」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 事業計画書

- (2) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (3) 登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）
- (4) 申請をする日の属する事業年度の前年度の財務諸表等経営の状況を示す書類
- (5) 指定管理者の指定申請に係る誓約書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が指定した書類等

(定義)

様式第1号を次のように改める。

様式第2号中「第3条」を「第4条」に、

団体名 代表者 を 「団体名 代表者」 に改め、「伊賀市長」の次に「(伊賀市長 代表者 様)」

様式第3号及び様式第4号中「第6条」を「第7条」に、「  
指定管理者  
を  
団体名  
」

附 則

伊賀市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第32号

### 伊賀市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

伊賀市建築基準法施行細則（平成16年伊賀市規則第173号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第97条の2」を「第97条の2第1項」に改める。

第3条第1項中「の規定による」を「に規定する」に改め、同項第2号中「がけ」を「崖」に改め、同項第3号中「工場・事業調書は、」を「工場・事業調書として」に、「とし、」を「及び」に改め、「とする。」を削り、同項第7号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第5条中「第5条の4第4項」を「第5条の6第4項」に改め、同条ただし書中「の規定による」を「に規定する」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「取り下げ届」を「取下げ届」に改め、同条第2項中「、当該確認」を「当該確認」に改める。

第8条の2中「それぞれ」を削る。

第10条第1項中「減額又は免除する。」を「減免する。」に改め、同条の表中「を減額又は免除する額」を「の減免額」に改め、同条第2項中「の規定による手数料の額の減額又は免除」を「に規定する場合の手数料の減免」に改める。

第12条中「の方法」を削る。

第14条第1項中「、市長」を「市長」に改め、同条第2項中「、汲み取り便所」を「汲み取り便所」に改める。

第16条中「、道路」を「道路」に改める。

第18条第2項第14号及び第20条第8号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第21条第2号中「その他市長」を「前号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第22条第1項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条第2項第3号中「その他市長」を「前2号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条第3項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第24条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

(認定申請に係る添付書類)

第24条 政令第137条の12第6項又は第7項に規定する建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者は、省令第1条の3第1項に規定する次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 立面図
- (5) 断面図
- (6) 既存不適格調書

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市市税等収納事務の委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第33号

伊賀市市税等収納事務の委託に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市市税等収納事務の委託に関する規則（平成22年伊賀市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条の2第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項」に改める。

第2条第1号中「限る。）」の次に「、森林環境税（普通徴収に限る。）」を、「国民健康保険税」の次に「（普通徴収に限る。）」を加え、同条第2号中「令第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に改める。

第3条中「令第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に、「よる基準は」を「より委託することができる者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第173条に規定する者であつて」に、「とおり」を「要件に該当するもの」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とする。

第4条第1項第5号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第5条中「令第158条の2第6項において準用する令第158条第3項」を「令第173条の2第2項」に改める。

第7条中「令第158条の2第3項」を「法第243条の2第8項」に、「基づく」を「よる」に、「定期検査」を「定期の検査」に改める。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第34号

### 伊賀市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市空家等の適正管理に関する条例施行規則（平成28年伊賀市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第1項及び」を削り、同条第4項中「法第9条第4項及び」を削り、「第5号」を「第6号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「法第9条第3項及び」を削り、「第4号」を「第5号」に改め、同項ただし書中「平成16年」を「平成19年」に改め、同項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「法第9条第2項及び」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、条例第5条第2項の規定による報告を求めるときは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第4号）により通知をするものとし、当該通知を受けた者は、空家等に係る事項に関する報告書（様式第4号の2）により当該報告を行うものとする。

第5条中「前条第1項」を「市長は、条例第5条第1項」に改める。

第6条中「法第14条第1項及び」を削り、「第7条」を「第7条第2項」に、「第6号」を「第7号の2」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第7条第1項の指導は、指導書（様式第7号）により行うものとする。

第7条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改め、「、所有者等に対して」を削り、「について」を「を与えるときは」に、「第7号」を「第8号」に改め、同条第2項中「第8号」を「第9号」に改める。

第8条中「法第14条第2項及び」を削り、「第8条」を「第8条第2項」に、「第9号」を「第10号の2」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第8条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第10号）により行うものとする。

第9条第1項中「法第14条第3項及び」を削り、「第10号」を「第11号」に改め、同条第2項中「法第14条第4項及び」を削り、「に規定する」を「の規定による」に、「第11号」を「第12号」に改め、同条第3項中「第12号」を「第13号」に改め、同条第4項中「法第14条第5項及び」を削り、同条第5項中「法第14条第7項及び」を削り、「通知は」を「規定による通知は」に、「第13号」を「第14号」に改め、同条第6項中「法第14条第11項及び」を削り、「公示は」を「規定による規則で定める方法による公示は」に改め、同条第7項中「市長は、前項の公示のほか」を「条例第10条第7項の標識は」に、「第14号)を当該特定空家等」を「第15号)によるものとし、当該特定空家等」に改める。

第10条第1項中「法14条第9項及び」を削り、「に規定する」を「の規定による」に、「第15号」を「第16号」に改め、同条第2項中「第16号」を「第17号」に改め、同条第3項中「第17号」を「第18号」に改め、同条第4項中「第18号」を「第19号」に改め、同条第5項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第11条中「第12条第1項の」の次に「規定により」を加え、「第19号」を「第20号」に改める。

第12条第4項中「事故ある」を「事故がある」に改める。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長を定めない場合にあつては、協議会の会議は、市長が招集する。

第13条第4項中「委員以外」を「協議会の会議に委員以外」に、「意見」を「その意見」に改める。

第15条第1項中「第16条第1項」を「第30条第1項」に、「第20号」を「第21号」に改め、同条第2項中「第16条第2項」を「第30条第2項」に、「第21号」を「第22号」に改める。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

【様式第2号】

【様式第3号】

様式第21号中「(以下「法」という。)」を削り、「法第16条第2項」を「同法第30条第2項」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第20号中「(以下「法」という。)」を削り、「定める「特定空家等」」を「規定する特定空家等」に、「法第14条第3項」を「同法第22条第3項」に、「基づく」を「よる」

に、「法第 16 条第 1 項」を「同法第 30 条第 1 項」に改め、同様式を様式第 21 号とする。

様式第 19 号を様式第 20 号とし、様式第 18 号を様式第 19 号とし、様式第 17 号を削る。

様式第 16 号中「(以下「法」という。) 第 14 条第 9 項」を「第 22 条第 9 項」に、「行政代執行法 (以下「法」という。)」を「行政代執行法」に、「法第 5 条」を「同法第 2 条」に改め、同様式を様式第 17 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

**【様式第 18 号】**

様式第 15 号中「第 14 条第 9 項」を「第 22 条第 9 項」に、「第 5 条」を「第 2 条」に改め、同様式を様式第 16 号とする。

様式第 14 号中「第 14 条第 3 項」を「第 22 条第 3 項」に、「基づき措置をとることを」を「より」に、「、命ぜられ」を「措置をとることを命ぜられ」に改め、同様式を様式第 15 号とする。

様式第 13 号中「(以下「法」という。) 第 14 条第 4 項」を「第 22 条第 5 項」に、「基づき、あなたの所有する下記特定空家等について、伊賀市長に対し、公開」を「より公開」に、「ので、法第 14 条第 7 項の規定に基づき」を「下記特定空家等について」に、「徴収を」を「聴取を」に改め、「行いますので」の次に「、同法第 14 条第 7 項の規定により」を加え、「徴収期日」を「聴取の期日」に改め、同様式を様式第 14 号とする。

様式第 12 号中「第 14 条第 4 項」を「第 22 条第 4 項」に改め、同様式を様式第 13 号とする。

様式第 11 号を次のように改める。

**【様式第 11 号】**

様式第 11 号の次に次の 1 様式を加える。

**【様式第 12 号】**

様式第 10 号を次のように改める。

**【様式第 10 号】**

様式第 10 号の次に次の 1 様式を加える。

**【様式第 10 号の 2】**

様式第 9 号を削る。

様式第 8 号中「伊賀市空家等の適正管理に関する条例第 9 条」を「伊賀市空家等の適正管理に関する条例施行規則第 7 条第 2 項」に、「基づき」を「より」に改め、同様式を様式第 9 号とする。

様式第7号中「以下「法」という。）第14条第1項」を「法第13条第1項又は第22条第1項」に、「法第14条第2項」を「同法（第13条第2項又は第22条第2項）」に、「第9条」を「第9条第1項」に、「基づき」を「より」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第6号中「（以下「法」という。）」を削り、「定める「特定空家等」」を「規定する特定空家等」に、「法第14条第1項」を「同法第22条第1項」に、「第7条」を「第7条第2項」に、「基づき」を「より」に改め、同様式を様式第7号の2とする。

様式第5号中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改め、同様式を様式第6号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

**【様式第7号】**

様式第4号中「（以下「法」という。）」を削り、「第5条第1項の規定に基づき」を「第5条第2項の規定により」に改め、「下記の」の次に「とおり」を加え、「法第16条第2項」を「同法第30条第2項」に、「基づき20万円」を「より、20万円」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号の次に次の2様式を加える。

**【様式第4号】**

**【様式第4号の2】**

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第35号

### 伊賀市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市火災予防条例施行規則（平成16年伊賀市規則第211号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「様式第21号」を「様式第18号」に改める。

第11条の4第1項中「様式第22号」を「様式第19号」に改める。

第14条第1項第6号中「様式第23号」を「様式第20号」に改める。

第18条第1項中「様式第18号による」を削り、同条第2項中「様式第18号の2による」を削る。

第19条第1号中「(様式第19号)」を削り、同条第2号中「(様式第19号の2)」を削り、同条第3号中「(様式第19号の3)」を削り、同条第4号中「(様式第20号)」を削る。

様式第18号から様式第20号までを削り、様式第21号を様式第18号とし、様式第22号を様式第19号とし、様式第23号を様式第20号とする。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。